

## (案)

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年 月 日

(名称) 三朝町地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称			
三朝町生活交通確保維持改善計画 三朝町地域内フィーダー系統確保維持計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>三朝町は、4つの谷沿いに日ノ丸バス（4条路線バス）が走り、本町民の生活圏域でもある倉吉市に繋がるよう公共交通網が広がっている。この公共交通により倉吉市内の総合病院・大規模なショッピングセンターに繋がることで、本町住民の日常生活機能は維持できている。また、町内に高等学校が無いため、高校への通学についても唯一の交通手段であり、車を運転できない高齢者や学生を中心に、生活に必要不可欠な公共交通として機能している。</p> <p>このたび承認を受けた「鳥取県中部地域公共交通利便増進実施計画」では、本町の地形上、無駄の多い路線バスの系統を見直し、より効率的な公共交通の確保を目指すもので、生活圏域である倉吉市と本町をつなぐ幹線を三朝線と上井・三朝線に絞り込み、その幹線につながる小河内線及び穴鴨線については、市町村運営有償運送を運行することによりフィーダー化を実現するものであるが、小河内線及び穴鴨線沿線住民の通院・買い物・通学を継続して確保するためには、新たな市町村運営有償運送を安定して運営することが重要である。</p> <p>このことから、地域公共交通確保維持事業により、小河内線及び穴鴨線の路線を維持し、住民生活の交通手段として存続させることを目的とする。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
<p>79条路線については、現行の日ノ丸バス利用から市町村運営有償運送に移行する人数（約7,000人）に、新たに運行する路線の利用者を加え、6系統で年間3,261便、運行1便あたり平均2.4人の乗降を見込み、年間8,000人の利用を目標値とします。</p> <p>年度推移については維持とします。</p>			
79条路線 運行系統名	令和4年度目標 人/年間	令和5年度目標 人/年間	令和6年度目標 人/年間
小河内線系統①	1,390	1,390	1,390
小河内線系統②	2,460	2,460	2,460
小河内線系統③	140	140	140
穴鴨線系統①	650	650	650
穴鴨線系統②	2,220	2,220	2,220
穴鴨線系統③	140	140	140
徳本線	1,000	1,000	1,000
計	8,000	8,000	8,000

4 条路線で新たに再編する部分については各系統とも 1 回当たりの輸送量 2 人以上を目標とし、系統④で年間 245 便、系統⑤で年間 365 便、それぞれ 1 便あたり平均 1.1 人の乗降を見込み、2 系統で年間 700 人の利用を目標値とします。

年度推移については維持とします。

4 条路線 運行系統名	令和 4 年度目標 人/年間	令和 5 年度目標 人/年間	令和 6 年度目標 人/年間
穴鴨線系統④	300	300	300
穴鴨線系統⑤	400	400	400
計	700	700	700

## (2) 事業の効果

この市町村運営有償運送 3 路線の地域路線を維持することにより、小河内・穴鴨地域をはじめとする町全体の高齢者や学生の日常生活に不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが再構築されることで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・三朝町デマンドバスの利用方法等を簡潔にまとめたチラシを路線ごとに作成し、該当地域全戸に配布する。
- ・適宜、地域住民と地域協議会での報告・検討会を実施し、実績に応じた利用促進策を検討する。
- ・小学校での乗り方教室を実施する。

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表 1 のとおり。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

三朝町が、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引き、負担することとする。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

三朝町、日ノ丸自動車株式会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
新規に運行を開始する路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができないため、新たに小型車両（14人乗り）を1台導入する予定である。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
令和3年度 小型車両（14人乗り）1台購入
(2) 事業の効果
小河内線及び穴鴨線地域は、県道及び国道から枝分かれし入り込む集落が多いため、一般の路線バス車両ではアクセスができなかったが、小型車両に替えることで入りこむことが可能であり、購入予定の車両で運行することで、効率的で利便性の高い運行形態を構築することができる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
別添の表6のとおり。	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年 7月 9日（第1回）</li> <li>・令和元年11月28日（第2回）</li> <li>・令和2年 3月25日（第3回）</li> <li>・令和2年10月 9日（第1回）</li> <li>・令和3年 3月23日（第2回）</li> <li>・令和3年 5月25日（第1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会設立、事業内容について協議</li> <li>三朝町公共交通再編について協議</li> <li>三朝町公共交通再編計画を策定</li> <li>小河内線・穴鴨線再編について協議</li> <li>小河内線・穴鴨線再編計画を策定</li> <li>フィーダー計画全体について合意</li> </ul>
21. 利用者等の意見の反映状況	

令和元年9月 町内バス路線全便についてバス乗降調査を実施  
 令和元年9月 乗降調査に併せて利用者にアンケートを実施  
 令和2年6月 利用者に対して個別訪問による聞き取り調査を実施  
 令和3年1月 地域協議会総会（賀茂、竹田、高勢、三朝）で意見交換  
 令和3年2月 町広報紙による広報

路線バス乗降調査及び利用者アンケート調査を経て、実際の利用者に対して聞き取り調査を実施したほか、各地域協議会で意見交換を行うなど、最大限要望に沿う計画とした。

## 22. 協議会メンバーの構成員

学識経験者	国立米子工業高等専門学校	教授
学識経験者	三朝小学校	校長
公共交通事業者	日ノ丸自動車株式会社倉吉営業所	所長
公共交通事業者	日ノ丸ハイヤー株式会社倉吉営業所	所長
公共交通事業者	日本交通株式会社（日交タクシー）	統括課長
中国運輸局	鳥取運輸支局	課長
鳥取県	鳥取県地域づくり推進部地域交通政策課	課長
団体代表	三朝温泉観光協会	会長
団体代表	三朝町老人クラブ連合会	会長
団体代表	三朝小学校PTA	総務部長
地域代表	高勢地域協議会	会長
地域代表	賀茂地域協議会	会長
地域代表	竹田地域協議会	会長
福祉関係	三朝町社会福祉協議会	会長
三朝町	三朝町	副町長

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999-2

（所 属） 三朝町 企画課

（氏 名） 米田 真

（電 話） 0858-43-3506

（e-mail） kikaku@town.misasa.tottori.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ハで該 当する要件 (別表7のみ)
三朝町	三朝町	(1) 小河内線系統①	三朝町役場内	森公民館前 鎌田公民館前	実光	往21.6km 復21.6km	365日	458.5回	○	路線不定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	三朝町	(2) 小河内線系統②	三朝町役場内	森・鎌田	実光	往11.4km 復 - km	245日	122.5回	○	路線不定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	三朝町	(3) 小河内線系統③	三朝町役場内	森・鎌田	実光	往11.4 km 復 - km	120日	60回	○	路線定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	三朝町	(4) 穴鴨線系統①	三朝町役場内	三朝小学校前 若宮集会所前 各(村中)	大谷入口	往31.9km 復31.9km	365日	317回	○	路線不定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	三朝町	(5) 穴鴨線系統②	穴鴨公会堂前	運動場前	三朝町役場前	往11.1km 復 - km	245日	122.5回	○	路線定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	三朝町	(6) 穴鴨線系統③	下畑	穴鴨公会堂前 運動場前	三朝町役場前	往17.9km 復 - km	120日	60回	○	路線定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	日ノ丸自動車(株)	(7) 穴鴨線系統④	下畑	穴鴨公会堂前 運動場前	三朝町役場前	往17.9km 復 - km	245日	122.5回	○	路線定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	日ノ丸自動車(株)	(8) 穴鴨線系統⑤	木地山	上西谷上 三朝小学校前	三朝町役場前	往21.3km 復 - km	365日	182.5回	○	路線定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	
	三朝町	(9) 徳本線	三朝町役場内	吉水医院前	三朝温泉病院	往3.2km 復3.2km	245日	490回		路線定期運行	①②(1)	補助対象地域間幹線バス 日ノ丸バス上井三朝線及び三朝線 三朝町役場前バス停と接続	①

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三朝町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	6,490
交通不便地域等	6,490

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,490	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
鳥取県中部地域公共交通利便増進実施計画	令和 年 月 日	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
三朝町	三朝町	1	(1) 小河内線系統① (2) 小河内線系統② (3) 小河内線系統③ (4) 穴鴨線系統① (5) 穴鴨線系統② (6) 穴鴨線系統③	小型車両			14	令和3年10月	○		一括
		2	( )								
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。